

# 令和元年度東京都税制調査会 第 1 回 小委員会

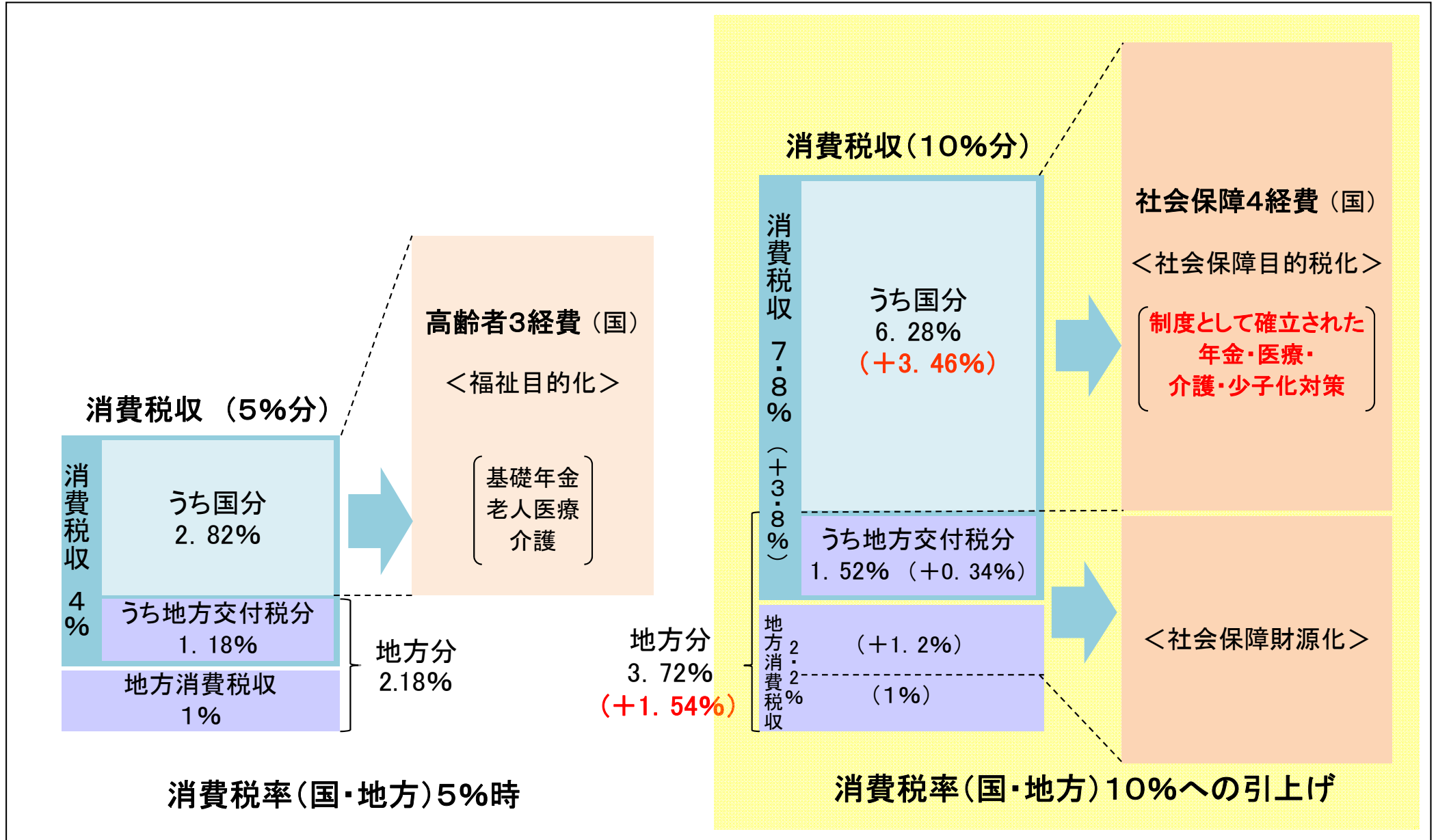
「沼尾委員 プレゼン補足資料」

令和元年 6 月 1 4 日

## [沼尾委員 プレゼン補足資料] 目次

| 資料名                          | 頁 |
|------------------------------|---|
| 消費税収の国・地方の配分と用途              | 1 |
| 平成31年度における「新しい経済政策パッケージ」(概要) | 2 |
| 税制抜本改革における社会保障制度の安定財源確保      | 3 |

# 消費税収の国・地方の配分と使途



(注) 税制抜本改革法等に基づく。なお、消費税率(国・地方)8%への引上げ時においては、消費税収6.3%(うち国分4.9%(+2.08%)、地方交付税分1.4%(+0.22%)、地方消費税込1.7%(+0.7%)。地方財源3.1%)  
 注 財務省ホームページより抜粋。

# 平成31年度における「新しい経済政策パッケージ」(概要)

## 新しい経済政策パッケージについて(平成29年12月8日閣議決定)(抜粋)

社会保障の充実と財政健全化のバランスを取りつつ、安定財源として、2019年10月に予定される消費税率10%への引上げによる財源を活用する。消費税率の2%の引上げにより5兆円強の増収となるが、この増収分を教育負担の軽減・子育て層支援・介護人材の確保等と、財政再建とに、それぞれ概ね半分ずつ充当する。前者について、新たに生まれる1.7兆円程度を、本経済政策パッケージの幼児教育の無償化、「子育て安心プラン」の前倒しによる待機児童の解消、保育士の処遇改善、高等教育の無償化、介護人材の処遇改善に充てる。これらの政策は、2019年10月に予定されている消費税率10%への引上げを前提として、実行することとする。

| 事 項         | 事 業 内 容   | 平成31年度<br>予算案 | 平成31年度<br>予算案 |                       |
|-------------|---|---------------|---------------|-----------------------|
|             |   |               | 国分            | 地方分                   |
| 待機児童の解消     | <ul style="list-style-type: none"> <li>「子育て安心プラン」を前倒しし、2020年度末までに32万人分の受け皿を整備<sup>(注2)</sup></li> <li>保育士の確保や他産業との賃金格差を踏まえた処遇改善に更に取り組む(2019年4月から更に1%(月3000円相当)の賃金引上げ)。</li> </ul> | 536           | 265           | 271                   |
| 幼児教育・保育の無償化 | <ul style="list-style-type: none"> <li>3歳から5歳までの全ての子どもたち及び0歳～2歳までの住民税非課税世帯の子どもたちの幼稚園、保育所、認定こども園等の費用を2019年10月から無償化。</li> </ul>   | 3,882         | 1,532         | <sup>(注4)</sup> 2,349 |
| 介護人材の処遇改善   | <ul style="list-style-type: none"> <li>リーダー級の介護職員について他産業と遜色ない賃金水準を目指し、経験・技能のある介護職員に重点化を図りつつ、介護職員の更なる処遇改善を実施。この趣旨を損なわない程度で、介護職以外の職員の処遇改善も新たに認める(2019年10月実施)。</li> </ul>            | 421           | 213           | 207                   |
| 合 計         |   | 4,839         | 2,011         | 2,828                 |

※この他、消費税率引上げに関連して、2019年度において、後期高齢者医療制度の保険料(均等割)の軽減特例の見直し及び幼児教育・保育無償化に係る自治体の事務費・システム改修費の補助を実施する。

(注1)金額は公費(国及び地方の合計額)。計数は、四捨五入の関係により、端数において合計と合致しないものがある。

(注2)「子育て安心プラン」の実現に必要な企業主導型保育事業(幼児教育・保育の無償化の実施後は、3歳から5歳までの子どもたち及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもたちの企業主導型保育事業の利用者負担を助成する事業を含む。)と保育所等の運営費(0歳から2歳までの子供に相当する部分)には、別途、事業主が拠出する子ども・子育て拠出金を充てる。

(注3)就学前の障害児の発達支援についても、併せて無償化を行う。

(注4)幼児教育・保育の無償化に係る31年度の地方負担分は全額特例交付金により補填。

(注5)障害福祉人材について、介護人材と同様の処遇改善を行う観点から対応を行う。

(注6)「待機児童の解消」及び「幼児教育・保育の無償化」の国分、幼児教育・保育無償化に係る自治体の事務費・システム改修費については全額内閣府に計上。

注 厚生労働省「平成31年度予算案の概要」(第28回社会保障審議会(平成31年2月1日)資料)より抜粋。

# 税制抜本改革における社会保障制度の安定財源確保

消費税率(国・地方)を、2014年4月より8%へ、2019年10月より10%へ段階的に引き上げ。

消費税収の使い途は、国分については、これまで高齢者3経費(基礎年金、老人医療、介護)となっていたが、今回、社会保障4経費(年金、医療、介護、子育て)に拡大。

消費税収はすべて国民に還元し、官の肥大化には使わない。

1%  
程度

## 社会保障の充実

+2.8兆円程度

## 社会保障の安定化

+11.2兆円程度

○基礎年金国庫負担割合1/2の恒久化

3.2兆円程度

○後代への負担のつけ回しの軽減

7.3兆円程度

・高齢化等に伴う自然増を含む安定財源が確保できていない既存の社会保障費

○消費税率引上げに伴う社会保障4経費の増

・診療報酬、介護報酬、子育て支援等  
についての物価上昇に伴う増

0.8兆円程度

4%  
程度

### ○子ども・子育て支援の充実

0.7兆円程度

-子ども・子育て支援新制度の実施による、幼児教育・保育と地域の子ども・子育て支援の総合的推進・充実、「待機児童解消加速化プラン」の実施 など

### ○医療・介護の充実

1.5兆円程度

-病床の機能分化・連携、在宅医療の推進等、地域包括ケアシステムの構築、医療保険制度の財政基盤の安定化、保険料に係る国民の負担に関する公平の確保、難病、小児慢性特定疾病に係る公平かつ安定的な制度の確立 など

### ○年金制度の改善

0.6兆円程度

-低所得高齢者・障害者等への福祉的給付、受給資格期間の短縮 など

注1 厚生労働省「社会保障制度改革の全体像」より作成。

注2 上記内訳は、消費税率が10%に引き上げられ、増収分が満年度化した場合のものである。

注3 平成28年度増収額計8.2兆円の使途内訳：社会保障の充実1.35兆円、社会保障の安定化6.87兆円 平成29年度増収額計8.2兆円の使途内訳：社会保障の充実1.35兆円、社会保障の安定化6.77兆円 平成30年度増収額計8.4兆円の使途内訳：社会保障の充実1.35兆円、社会保障の安定化6.99兆円 平成31年度増収額計10.3兆円の使途内訳：社会保障の充実2.17兆円、社会保障の安定化8.17兆円 (各年度の金額は、厚生労働省「社会保障の充実・安定化について」によるもので、公費(国及び地方の合計額)である。)